

三重県地球温暖化対策総合計画(中間案)に対する意見募集等の結果概要

1. パブリックコメント

- (1) 実施期間 令和4年12月16日(金)から令和5年1月16日(月)
 (2) 寄せられた意見数 11件(3名)
 (3) 意見の概要 別紙1参照

項目	意見数	番号(別紙1)
第1章 総論		
2 計画の基本的事項		
(5) 基本的な方向	1	1
第2章 温室効果ガスの削減		
4 削減目標		
(2) 削減目標	1	2
5 削減に向けた取組		
(1) 温室効果ガスの排出削減対策	8	3~10
6 促進区域に関する三重県基準		
(2) 三重県基準	1	11
合計	11	

(4) 対応状況

対応区分	件数
①反映するもの 最終案に意見や提案内容を反映させていただくもの	0
②反映済みのもの 意見や提案内容がすでに反映されているもの	2
③参考にするもの 最終案には取り入れないが、今後の取組に意見や提案内容を参考にさせていただくもの	8
④反映が難しいもの	1
⑤その他 (①から④に該当しないもの)	0
合計	11

2. 市町への意見照会

- (1) 実施期間 令和4年12月22日(木)から令和5年1月13日(金)
(2) 寄せられた意見数 3件(2市町)
(3) 意見の概要 別紙2参照

項目	意見数	番号(別紙2)
全般	1	1
第2章 温室効果ガスの削減		
5 削減に向けた取組		
(1) 温室効果ガスの排出削減対策	1	2
6 促進区域に関する三重県基準		
(2) 三重県基準		
イ 第1号基準	1	3
合計	3	

(4) 対応状況

対応区分	件数
①反映するもの 最終案に意見や提案内容を反映させていただくもの	2
②反映済みのもの 意見や提案内容がすでに反映されているもの	0
③参考にするもの 最終案には取り入れないが、今後の取組に意見や提案内容を参考にさせていただくもの	1
④反映が難しいもの	0
⑤その他 (①から④に該当しないもの)	0
合計	3

【対応区分】 ① 反映するもの ② 反映済みのもの ③ 参考にするもの ④ 反映が難しいもの ⑤ その他（①～④に該当しないもの）

番号	該当箇所	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
1	第1章2(5)基本的な方向(P11)	パートナーシップが期待される計画ですが、「民」の代表でもある「環境NPO」の参画が弱いように感じました。ダイバーシティ社会推進課NPO班を通じ、非営利の環境NPOや、SDGs推進団体との連携も強め、「産・官・学・民」の各セクターが関わっていることを県民に伝えるよう、情報発信を進めてください。	③	ご意見をいただいたようにパートナーシップが重要であることから、計画では、基本的な方向3として、多様な主体との協創を重視する旨を記載しております。いただいたご意見も参考にしながら、情報発信を進めてまいります。
2	第2章4(2)削減目標(P29)	再エネを含む新エネルギー導入の大減速を止め、積極的導入により温室効果ガス削減の2030年目標を50%減以上とすべきである。	③	今回の計画改定では、国の削減目標(▲46%)を上回る目標(▲47%)を掲げ、あらゆる主体の参画・連携のもと、様々な施策や取組を総合的に推進して行くこととしています。 ご意見いただいたように、本計画では、再生可能エネルギーの導入・利用や未利用バイオマス・廃棄物などの利用促進に取り組みとともに、市町、事業者等と連携した地域のエネルギー資源の活用やコンパクトなまちづくり、効率的なエネルギーの地産地消のためのマネジメントシステムの構築等を通じ、地域経済の活性化や生活サービスの向上、防災対策等に資する脱炭素化に向けた街づくりの取組を促進することとしています。
3	第2章5(1)温室効果ガスの排出削減対策(P35)	地球温暖化、気候変動などの環境問題の第一歩は「県民の意識向上」です。「①意識変容→②行動変容→③環境への良い影響」の①の足場固めをしないと「やらされ感、のままです。県職員および県民の意識向上のため、参加者公募のSDGs研修を今以上に充実させてください。(複数回実施)	③	ご意見をいただいたように県民の意識向上は重要な取組であることから、計画では、脱炭素型ライフスタイルへの転換として県民の意識向上と環境に配慮した行動の促進を掲げています。いただいたご意見も参考にして、より一層の意識向上につながる普及啓発を進めてまいります。
4	第2章5(1)温室効果ガスの排出削減対策(P35)	SDGs研修時のアンケートまたは県民意識調査などで、県民の意識がどれくらい向上しているのかの効果測定をしてください。数値で表れにくいことこそ経年変化を追い可視化させてください。	③	現在も出前講座やセミナー開催等の際にアンケート調査を実施するなどし、県民の意識の変化の把握に努めているところですが、いただいたご意見も参考にしながら効果確認に努めてまいります。
5	第2章5(1)温室効果ガスの排出削減対策(P35)	三重県では、「クールビズよりもウォームビズのほうが温室効果ガスの排出量に二倍以上の効果があること」や、「感染防止対策上、冬季に換気を徹底するなら気温に合う服を着用しなければ不徹底が必ず生じること」、さらには、「激甚大震災時には非常用電源を暖房に充てる余裕がないこと」の理解がすすんでいないため、強く推進されたい。	③	ウォームビズやクールビズなどの取組は、冷暖房に伴う電力消費量削減への一つの提案として取り組みを推奨しており、今後も啓発及び推進を図ってまいります。また、県においても年間を通じて礼節を失わないよう留意しながらウォームビズやクールビズに取り組んでいます。
6	第2章5(1)温室効果ガスの排出削減対策(P35)	三重県知事が自ら、記者会見に臨むにあたり、「防災の日常化」並びに「三重県版SDGsの普及」のため、冬のウォームビズを可視化された形で必ず徹底して行い、激甚大震災、及び、それに伴う大規模電源喪失や低体温症などの震災関連死防止に備えた服を着用して、三重県民の命を守るよう、啓発にあたられたい。	③	
7	第2章5(1)温室効果ガスの排出削減対策(P40)	工場や住宅の屋根など既存の建物や未利用地を活用した再エネの導入を図る。新築・改築時の省エネ、再エネ化を規制と助成を一体に促進する。一定規模以上の建物建設に断熱化、太陽光パネルの設置を義務化するとともに助成する。	③	本計画では、工場や住宅の屋根などに自家消費型太陽光発電設備の導入を促進するための新たな仕組みや取組を検討することとしており、いただいたご意見を参考にしながら検討を進めてまいります。 なお、断熱化を含めた建築物の省エネ対策については、国が令和4年6月に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律を改正し、令和7年度までにすべての新築住宅・非住宅に省エネ基準適合を義務付けられる予定です。

【対応区分】 ① 反映するもの ② 反映済みのもの ③ 参考にするもの ④ 反映が難しいもの ⑤ その他（①～④に該当しないもの）

番号	該当箇所	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
8	第2章5（1）温室効果ガスの排出削減対策（P40,41）	地域の企業や家庭がCO2排出の少ない再エネ化率の高い電気を選ぶよう助言する仕組みを県がイニシアチブを発揮してつくる。	③	事業所や家庭における再生可能エネルギーの利用を促進していくため、セミナー等における情報提供のほか、三重県産再エネ電力利用促進事業を実施しているところですが、いただいたご意見も参考にしながら施策を検討してまいります。
9	第2章5（1）温室効果ガスの排出削減対策（P41）	高効率ごみ発電施設の賛美は止め、当該部分の記述は削除すべきである	④	廃棄物については3R+Renewableを推進していくことが重要と考えています。再使用や再生利用が難しい廃棄物については、廃棄物処理施設における廃棄物発電等のエネルギー回収を進め、ごみの持つ未利用エネルギーの利用促進を図っていくことが温室効果ガスの排出削減にとって有効な手段であると考えています。
10	第2章5（1）温室効果ガスの排出削減対策（P41）	地域外へのエネルギー費用の流出を削減して、地域の事業所への受注や農業者の再エネ収入増による地域経済の底上げを計るシステム作りに県がイニシアチブを発揮する。	②	ご意見いただいたように、本計画では、太陽光、バイオマスなどの地域資源を生かして、地域で電力や熱などのエネルギーを生み出し、それを地域で消費することで地域活性化につながる「地産地消型のエネルギーシステム」の導入を進めることとしています。
11	第2章6（2）三重県基準（P49）	再エネ導入の最大の障害は乱開発である。環境を守る規制を強化するとともに、環境保全地区や建設可能地区を明確にしたゾーニング（区分）を自治体が住民の参加・合意のもとで行えるよう県がイニシアチブを発揮する。	②	本計画では、環境への負荷の少ない安全で安心なエネルギーを確保するため、地域の特性を生かした太陽光発電や風力発電など、地域の暮らしや景観に配慮するなど地域と共生が図られることを前提に再生可能エネルギーの導入を進めることとしています。 また、市町が再生可能エネルギーの導入を促進するための区域を設定する場合に、環境に適正な配慮がなされ、かつ地域で合意形成が図られた、地域共生型の再生可能エネルギーの導入を促進するための、三重県基準を定めています。

【対応区分】 ① 反映するもの ② 反映済みのもの ③ 参考にするもの ④ 反映が難しいもの ⑤ その他（①～④に該当しないもの）

番号	該当箇所	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
1	全般	「三重県次世代エネルギーパーク」、「J-クレジット」など用語についての説明がないものについて、用語の説明があればどういったものか把握しやすいと思われま	①	一部の用語については注釈を付けて解説を記載していますが、ご指摘の用語についても解説を追加します。
2	第2章5(1) 温室効果ガスの排出削減対策 (P32)	三重県の温室効果ガス排出量は、中間案に示してある通り、排出量の半分近くを産業部門が占めている。産業部門においては、国を超える削減目標を設定されていますが、産業部門での削減が、県全体の削減に大きくかかわることから、アドバイザーの派遣などの、既に計画に記載されている施策だけにとどまらず、更なる追加施策のご検討をお願いしたい。	③	本県においては温室効果ガス排出量に占める産業部門の割合が多いことから、「三重県地球温暖化対策推進条例」により温室効果ガスの排出量が相当程度多い工場等に対して地球温暖化対策計画書及び報告書の作成を義務付けるなど、事業者の自主的な取組を促進してきたところです。 アドバイザーの派遣については、現行計画にも記載しているところですが、地球温暖化対策計画書に基づく取組状況の確認や国の補助制度等の情報提供や助言等を行うことで事業者の取組をより一層促進するとともに、事業者の脱炭素経営に向けた取組の支援を強化していきます。
3	第2章6(2) イ 第1号基準 (P49)	急傾斜地法（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律）第3条の規定により、「急傾斜地崩壊危険区域」と定義されているため、「急傾斜地崩壊危険地区」は「急傾斜地崩壊危険区域」が正しい表現ではないでしょうか。	①	ご指摘の通り修正します。